

# 長久手市地域防災計画の修正(案)の要旨

## I 長久手市地域防災計画の修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

## II 主な修正内容

### 1. ゼロメートル地帯広域防災拠点の整備を踏まえた修正について

愛西市（旧永和荘跡地）において、県内1か所目となる「ゼロメートル地帯広域防災活動拠点」を整備し、2023年3月18日から供用開始したことを踏まえ、拠点の役割等を追記。

【役割】 広域・全県的な活動拠点

#### <主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	修正案
■風水害等編	第3編第4章第5節	防災活動拠点の確保	P73
■地震編	第3編第4章第5節	防災活動拠点の確保等	P206

#### ■風水害等編

現行	修正案
<p><b>第5節 防災活動拠点の確保</b></p> <p>市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関と調整の上、確保を図るものとする。<u>また</u>、当該活動拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><b>第5節 防災活動拠点の確保</b></p> <p>市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関と調整の上、確保を図るものとする。</p> <p><u>また、県は愛西市（旧永和荘跡地）において、県内1か所目となる「ゼロメートル地帯広域防災活動拠点」を広域・全県的な活動拠点として整備し、2023年3月18日から供用開始した。</u></p>

#### ■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

(参考) ゼロメートル地帯広域防災活動拠点 (木曾三川下流域 I・愛西市)

## 1. 全体概要

### (1) 所在地

愛西市大井町浦田面 268 番地  
(旧永和荘 (県営老人休養ホーム) 跡地)

### (2) 規模等

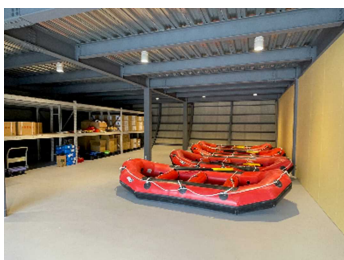
- ・敷地面積 : 約 13,000 m<sup>2</sup>
- ・上面部面積 : 約 7,400 m<sup>2</sup>
- ・盛土高 : 約 3m

### (3) 防災拠点機能

- ① ヘリコプター離発着場
- ② 救出・救助ボート船着場
- ③ 防災倉庫



## 2. 防災倉庫の概要



### <仕様>

- ・構造・階数 : 鉄骨造・地上 2 階
- ・建築面積 : 363 m<sup>2</sup>
- ・延べ床面積 : 500 m<sup>2</sup>
- ・最高高さ : 8.3 m
- ・救出・救助用資機材を保管

## 2. 緊急地震速報の発表基準の変更を踏まえた修正について

気象庁における緊急地震速報の発表基準の変更に伴い、当該基準に長周期地震動階級を追加し、長周期地震動階級3以上を予想した場合にも緊急地震速報（警報）が発表されることについて追記。

### <主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	修正案
■地震編	第3編第2章第1節 地震情報等の伝達	P3	P190

### ■地震編

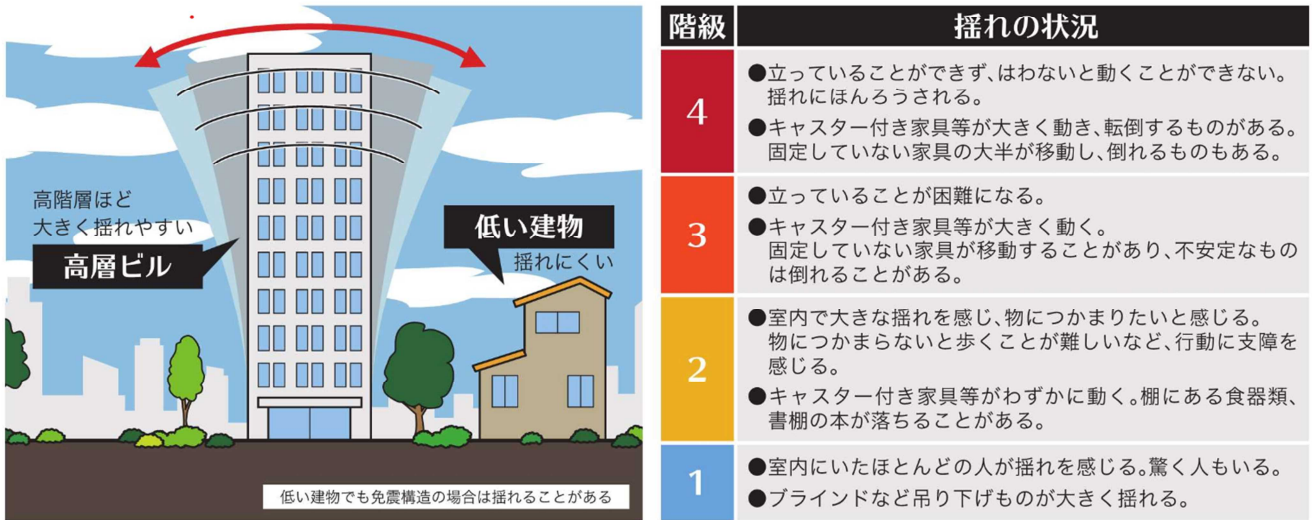
現行	修正案
<b>第1節 地震情報等の伝達</b>	<b>第1節 地震情報等の伝達</b>
<p>第1 情報の種類</p> <p>1 緊急地震速報</p> <p>震度5弱以上<u>の揺れが予想された場合</u> <u>(追記)</u>に、震度4以上が<u>予想される</u>地域に対し、緊急地震速報（警報）が気象庁より発表される。</p> <p>また最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想された<u>ときに、(追記)</u>緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上<u>のものを</u>特別警報に位置付けている。</p>	<p>第1 情報の種類</p> <p>1 緊急地震速報</p> <p>震度5弱以上<u>を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、</u>震度4以上<u>を予想した地域、または長周期地震動3以上を予想した地域</u>に対し、緊急地震速報（警報）が気象庁より発表される。</p> <p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される<u>場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に</u>緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上<u>または長周期地震動階級4</u>を特別警報と位置付けている。</p>

発表条件	震度5弱以上を予想した場合 または <u>長周期地震動階級3以上を予想した場合</u>
対象地域	震度4以上を予想した地域 または <u>長周期地震動階級3以上を予想した地域</u>

## (参考) 長周期地震動について

### 長周期地震動とは

大きな地震で生じる周期の長いゆっくりとした大きな揺れを長周期地震動といいます。震源から数百km離れたところでも、高層ビルを長時間にわたって大きく揺らすことがあります。



出典：気象庁 リーフレット「新しい緊急地震速報～長周期地震動階級の予想も追加して発表～」

### 3. 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の変更に基づく修正について

令和3年5月に避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が変更され、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難を確保するために特に支援を要する「医療的ケア児」等に関する留意点等について追記。

#### <主な修正箇所>

種類	編・章	要旨	修正案
■風水害等編	第2編第9章第2節	要配慮者支援対策	P37
■地震編	第2編第7章第2節	要配慮者支援対策	P171

#### ■風水害等編

現行	修正案
<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>第3 避難行動要支援者対策</b></p> <p style="text-align: center;"><u>(追記)</u></p> <p><b>1 避難行動要支援者名簿の整備等</b></p> <p>(1) 避難行動要支援者の把握</p> <p>市は、災害時に避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるよう、・・・要介護状態区分・障害支援区分・家族の状況等を考慮し、別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(追記)</u></p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p><b>第3 避難行動要支援者対策</b></p> <p><b>1 市は、避難行動要支援者事業のみまもり台帳に登録する避難行動要支援者ごとに・・・この限りではない。</b></p> <p><u>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等の地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。</u></p> <p><b>2 避難行動要支援者名簿の整備等</b></p> <p>(1) 避難行動要支援者の把握</p> <p>市は、災害時に避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるよう、・・・要介護状態区分・障害支援区分・家族の状況等を考慮し、別に定めるものとする。</p> <p><u>なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障がい児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p>

#### ■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。